

新原海軍炭鉱の技師猪俣昇(3)

猪俣昇の論考紹介の続きです。産業安全大会は一般の工場なども含まれますが、猪俣は新原海軍炭鉱の安全運動の取り組みを紹介し、安全確保に改善が見られると報告しました。唯一の国営炭鉱として、その点では先進的な取り組みを行なったと述べています。

財団法人産業福利協会、昭和八年五月二十五日発行「工場安全の叫び」(昭和七年十一月 全国産業安全大会報告 第一回)

海軍炭鉱に於ける安全運動と其の実績に就て

海軍技師 猪俣昇

* 目次では「海軍燃料廠探炭部海軍技師」(以下、続き)

以上は安全運動前に於ける安全施設の概略であります。

四、安全運動の動機

前述の通り爆発瓦斯に対する保安に関しては完璧の域に迄到達したのでありますが、其の他の災害は依然として変わりはなかったものであります。然るに大正十四年十二月現佐世保鎮守府経理部長渡輪主計少将(当時大佐)が部長として着任せらるるや間もなく死者や重傷者が続出したので大いに驚かれ災害件数を調査して見ると、出勤治療程度の負傷者迄加うれば一年間の延べ負傷者数は在籍数の一〇〇%以上に及ぶ事実があるので、これはどうしても安全運動により救わねばならぬと云う事を熱心に主張されたのであります。

そこで多少の損得と云う事は度外視しても災害防止に向かつて鋭意邁進し、設備にしても保安に関するものから先づ先にするに云う方針で行くことになったのであります。

そこで其の月の十日に職員を以て委員とする災害防止委員会なるものが組織され、時の技術管理者たる秋尾技師(善次郎)が陣頭に立って大々的に調査を始め災害に関する諸統計を作製し、之によって夫々防止に関する「プラン」を立てたのであります。此の委員会は今も尚存続して居りますが、職員のみを以て委員とすることは其の徹底を期し難いので、更に鉱夫を加え各階級及び各職別を網羅したる委員会とするのを認め、昭和三年七月安全委員会規程なるものを定めたのであります。

五以下は、要点をまとめることにしよう。「五

三、安全運動前に於ける保安

海軍炭鉱の安全運動は大正十四年十二月から開始されたのでありますが、其の以前とても保安並に衛生に関しては既に相当の考慮を払い来たった所でありました。保安施設としては前述の通り爆発瓦斯に対する指定炭山であるが為に、其の方面に関しては安全運動開始前より非常な努力を致して居るのであります。

坑内は創業以来永年採掘を継続せる結果、切羽探掘現場は坑口より益々遠ざかり坑道は愈々複雑となり従って坑内通気は困難を加えて来ました。此の事は好況時代の増堀により一層甚だしくなり、大正十年・十一年頃には殆ど其の極に達し、毎年軽微ながら一・二回は瓦斯に関する災害を起こすと云う有様でありました。で此の不安を一掃する為に大正十一年に亘り各坑扇風機の改造及増設をなすと

安全運動の具体的方法」では、

- ・作業講習会
- ・安全講習会
- ・雑誌の配布
- ・大正十一年一月「新原」と称する謄写印刷の雑誌を毎月発行し、主として係員間に配布して居りましたが、之を活版刷とし広く従業員に頒つこととし、此の機関紙を安全教育に利用しました。
- ・ポスター係設置
- ・災害防止宣伝仁輪加

大正十四年安全運動開始当初各坑に一座づつ宣伝仁輪加組を組織し、各坑競演の形で風刺と諷刺を以て抱腹絶倒の裡に災害の原因、罹災者の悲惨な有様を挙げたのであります。其の内の一座は今尚存続し健康保険、禁酒、能率増進等の宣伝が誠に得意なもので、単に当坑のみならず筑豊の諸炭坑に迄招聘されて行くに云う有様であります。

- ・安全指示板
- ・安全日又は安全週間の実施
- ・服装の制定

坑内は前述の通り湿熱でありまして、鉱夫はどうしても着物を着用することを好みません。男は鉢巻に袴着が、女は襦袢一つ、今は女は坑内に居りませんが、以前女が坑内で働いて居た時は手拭いをかむり襦袢に短い腰巻一つで裸体と云うのが通り相場であったのであります。今でこそ地下足袋又はゴム靴を着用して居ますが、八・九年前迄は素足に草鞋が普通で、靴や地下足袋は贅沢だと排斥されたものであります。然し是は保安上非常に危険の多い事であるので、大正十二年保安の見地から帽子、足袋、脚

共に坑内排気坑の大修理を断行したのであります。一方に於いては採掘法として在来の残柱法による部分が殆ど終了し全部長壁式に統一されたので、両々相俟って坑内通気量は殆ど倍加するに至り、瓦斯に対する心配は殆ど無くなったのであります。一方消極的施設としては大正十年には救護隊を組織し、プロト式レーゲル式救命器二十五組、ブルモーター三組、救護自動車一台を整備し万一の場合に備えたのであります。救護隊員訓練規定を設け毎年春秋二回之が講習をなし、規定の訓練を終了したるものには證書を授与するの定めてあります。

斯様に設備を整える一方従業員の保安上の自覚と云う事は一層大切なことであります。保安の取締は現場係員が作業の傍ら直接其の責に当たって居るのでありますが、其の徹底を期する為にはどうしても専任の機関を設け、現場係員を助力し取締規則を勵行せしむる必要がありますので、大正十一年十二月本部に保安調査係を置き、技術管理者の直屬とし各坑の瓦斯調査、電気、機械等苟も保安に関係あるもの全部に亘りて現状調査をなし、現場係員を奨励すると同時に保安維持の徹底を期したのであります。

(略)

其の他鉱夫舎には水の外蒸気を供給し用水、食器類の煮沸を容易ならしめて居りますが、之が腸チフス其の他の伝染病の予防に頗る効果があるのであります。

絆を着用することを強制し頗る良好なる結果を得たので、安全運動開始と同時に更に「チョッキ」を着用せしめたのであります。(略)

- ・災害防止班
- ・坑内喫煙禁止

これによって安全上に効果が見えたというのが「六、実績」である。

第一図(略)は平均在籍数、負傷者数(休業三日以上のもの、以下同)の実数を対比したものでありまして、是を通覧するに、安全運動開始後逐年災害数を減じ、只(昭和五年)のみが不連続的に増加を示して居りますが、大体に於て著しい好成績を示して居ります。(以下、略)

猪俣は最後に「私は安全運動の徹底により呪わしき産業の犠牲者を絶減せんことを祈るものであります。」と述べて、報告を終えている。

雑誌「新原」について簡単にふれておこう。現存する最も古い号は昭和四年一月号(第六巻)で、通巻第六十一号に相当する。逆算すると創刊は大正十三年である。これが活版刷りとなった年であろう。猪俣は大正十一年から謄写版で発行されていたという。

昭和四年十一月号(第七十一号)は「創業四〇年記念」号で、この年の一月号から十一月号までの十一冊だけが確認されている。炭鉱に関連する記事が多いのはもちろんだが、文芸作品もあって、当時の企業内文化活動の一資料としても見る事ができる。